

# 郵便局活性化委員会(第17回) 事務局説明資料

## — 郵便サービス見直しに係る主な論点について —

- ・ 選挙運動用通常葉書について ..... 2  
不在者投票等における郵便の利用について ..... 5
- ・ 日刊紙の土曜配達について ..... 6
- ・ 速達について ..... 9

令和元年5月8日  
郵便局活性化委員会  
事務局

## 選挙郵便

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第142条の規定に基づき、候補者や政党が差し出すことができる選挙運動用の葉書。選挙の公正、候補者間の平等を確保するため、選挙運動期間中に行われる文書図画の頒布・掲示その他の選挙運動について一定の規制を行っている中で、候補者又は政党が法定された枚数までの選挙運動用通常葉書を無料又は有料で差し出すことが特に許容されているもの。

### 公職選挙法第142条（抜粋）

- 1 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。  
 <<参考（第一号～第六号に定められる頒布できる通常葉書の枚数）>>
  - ・ 衆議院（小選挙区選出）：三万五千枚
  - ・ 参議院（比例代表選出）：十五万枚、参議院（選挙区選出）：衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区が1の場合は三万五千枚、選挙区が1増える毎に十二千五百枚
  - ・ 都道府県知事：衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区が1の場合は三万五千枚、選挙区が1増える毎に十二千五百枚、都道府県の議会の議員：八千枚
  - ・ 指定都市の長：三万五千枚、指定都市の議会の議員：四千枚
  - ・ 指定都市以外の市の長：八千枚、指定都市以外の議会の議員：二千枚
  - ・ 町村の長：二千五百枚、町村の議会の議員：八百枚
- 2 前項の規定にかかわらず、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においては、候補者届出政党は、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに、二万枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内の通常葉書及び四万枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内のビラを、選挙運動のために頒布（散布を除く。）することができる。ただし、ビラについては、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに四万枚以内で頒布するほかは、頒布することができない。
- 3・4（略）
- 5 第一項の通常葉書は無料とし、第二項の通常葉書は有料とし、政令で定めるところにより、日本郵便株式会社において選挙用である旨の表示をしたものでなければならない。
- 6～9（略）
- 10 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙における公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号から第二号までの通常葉書及びビラを無料で作成することができる。この場合においては、第四百一条第七項ただし書の規定を準用する。
- 11 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号から第六号までのビラの作成について、無料とすることができる。
- 12・13（略）

### 選挙運動用通常葉書の使用実績（例）

（総務省調べ）

| 選挙の種別                      | 選挙名          | 執行年 | 法定枚数       | 差出枚数       | 使用率     | 候補者数 |
|----------------------------|--------------|-----|------------|------------|---------|------|
| 国政選挙                       | H28参院選（選挙区）  | H28 | 13,417,500 | 9,311,492  | 69.40%  | 162人 |
|                            | H28参院選（比例区）  | H28 | 24,600,000 | 20,333,214 | 82.66%  | 225人 |
|                            | H29衆院選（小選挙区） | H29 | 32,760,000 | 28,073,908 | 85.70%  | 936人 |
| 地方選挙<br>※一部の自治体に対して聞き取ったもの | A県知事選        | H29 | 150,000    | 150,000    | 100.00% | 3人   |
|                            | B県議選         | H30 | 736,000    | 548,532    | 74.53%  | 92人  |
|                            | C市長選         | H29 | 24,000     | 21,101     | 87.92%  | 3人   |
|                            | F市長選         | H30 | 24,000     | 24,000     | 100.00% | 3人   |
|                            | G市議選         | H27 | 80,000     | 74,764     | 93.46%  | 40人  |
|                            | D市議選         | H31 | 82,000     | 75,711     | 92.33%  | 41人  |
|                            | E市議補選        | H29 | 4,000      | 4,000      | 100.00% | 2人   |
|                            | H市議補選        | H30 | 12,000     | 7,938      | 66.15%  | 6人   |

⇒ インターネットを利用した選挙運動の解禁を経た今日においても、国政選挙、地方選挙を問わず、多くの候補者が法定された枚数までの選挙運動用通常葉書を差し出している。

# 選挙運動用通常葉書について (2/3)

選挙運動用通常葉書は、公職選挙法上選挙の公示日又は告示日からのみ差し出すことができ、また投票日の前日までに有権者に配達される必要があるものである。投票日は日曜日に設定されることが一般的であるから、選挙運動用葉書は前日の土曜日までに有権者に配達される必要があるが、仮に今回の制度見直しを適用した場合、候補者は同じ週の水曜日までに選挙運動用通常葉書を差し出すことが必要となる。また、近年、投票日当日に投票に行けない有権者が行うことができる“期日前投票制度”（選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日の前日までの間）の利用が広がっており※、選挙運動用通常葉書は日曜日の投票日に向けて有権者に送付するだけではなくなっている。

※ H29年衆院選：全有権者数に占める期日前投票者数の割合：20.2%  
全投票者数に占める期日前投票者数の割合：37.5%

## 公職選挙法 第三十三条

- 1 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前三十日以内に行う。
- 2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から四十日以内に行う。
- 3 地方公共団体の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第六条の二第四項又は第七条第七項の告示による当該地方公共団体の設置の日から五十日以内に行う。

4 (略)

5 第一項から第三項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

- 一 都道府県知事の選挙にあつては、少なくとも十七日前に
- 二 指定都市の長の選挙にあつては、少なくとも十四日前に
- 三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、少なくとも九日前に
- 四 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも七日前に
- 五 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては少なくとも五日前に

## 郵便サービスが見直された場合の影響

※ 選挙期間が短い町村選（5日間、告示日：火曜日）の場合に特に大きく影響

|      | (5日前) | (4日前) | (3日前)  | (2日前) | (1日前) |   |       |
|------|-------|-------|--------|-------|-------|---|-------|
|      | 月     | 火     | 水      | 木     | 金     | 土 | 日     |
| 現行   |       | (告示日) | <準備期間> |       |       |   | (投票日) |
|      |       |       |        |       |       |   |       |
| 見直し後 |       | (告示日) | <準備期間> |       |       | 休 | (投票日) |

土曜日（投票日前日）までに届けるためには、水曜日（告示日の翌日）には差し出しが必要

金曜日までに差し出せば原則土曜日（投票日前日）に届く

- 告示日から差出までの準備期間が短くなり、既に送り先のリスト等を持っているベテランと新人の差が生じ、候補者間の公平性が担保されない恐れ
  - 候補者、政党から有権者へのメッセージが投票日前に届かなくなる可能性が高まり、有権者が投票の参考とすべき情報に接することができない恐れ
- ⇒ 候補者及び有権者にとっての選挙運動用通常葉書の有用性を大きく損ねることとなり、公職選挙法の理念である「選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われること」が損なわれる可能性がある。

選挙運動用通常葉書の曜日別差出状況(2015年4月実施のある都道府県での地方選挙の例)

| 差出曜日             | 市・区長  | 市・区議  | 町村長  | 町村議   |
|------------------|-------|-------|------|-------|
| 日曜日<br>(市区選挙告示日) | 41.6% | 37.9% |      |       |
| 月曜日              | 15.0% | 28.2% |      |       |
| 火曜日<br>(町村選挙告示日) | 25.8% | 15.5% | 100% | 83.0% |
| 水曜日              | 15.4% | 11.6% | 0%   | 12.2% |
| 木曜日              | 1.6%  | 5.3%  | 0%   | 4.3%  |
| 金曜日              | 0.6%  | 1.6%  | 0%   | 0.4%  |

資料提供: 日本郵便

➤ 選挙葉書はおおむね選挙期間の開始とともに差し出される例が多いものの、選挙期間内に配達が可能となる差出期限の金曜日に差し出されるものも少数であるが存在。

⇒ 選挙期間の終了前日までに差し出された選挙葉書については、選挙期間内に有権者の手に届けることが重要。

【 考え方 (案) 】

選挙運動用通常葉書が果たす役割の重要性に鑑み、選挙運動が可能な期間内に差し出された選挙運動用通常葉書は、土曜日も引き続き、配達を行う必要があるのではないかと。また、期日前投票が増加傾向にあること、選挙運動用通常葉書が投票日前までに有権者に配達される必要があることを考慮すると、従来どおりの配達速度を維持することが必要ではないかと。

# 不在者投票等における郵便の利用について

## 不在者投票制度 <事例>

- 名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票・・・(ア)  
⇒ 選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している有権者が、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができるもの
- 指定病院等における不在者投票・・・(イ)  
⇒ 指定病院等（都道府県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホーム等）に入院等している有権者が、その施設内で不在者投票ができるもの（投票用紙などは病院長等を通じて請求することができる）
- 郵便等による不在者投票・・・(ウ)  
⇒ 身体に重度の障害がある有権者が、その現在する場所（自宅等）で不在者投票ができるもの

### <主な手順>

- ① 名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に、郵便等で投票用紙など必要な書類を請求。選挙管理委員会から投票用紙などが郵便等により有権者等に対して交付される。
- ②・・・(ア) 交付された投票用紙などを持参して、滞在地の市区町村の選挙管理委員会に出向き投票(⇒その後、投票された市区町村から名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に郵便等により投票用紙を送付する)
- ②・・・(イ) 不在者投票管理者(病院長など)の管理する場所で投票(⇒その後、施設から名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に郵便等により投票用紙を送付する)
- ②・・・(ウ) 交付された投票用紙に自分のいる場所において記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に送付する

### 郵便サービスが見直された場合の影響(最短の日時となる事例)

※投票用紙等の請求は選挙の告示が行われる前から行うことができる。

|      |         | 月                               | 火 | 水       | 木       | 金     | 土     | 日     |
|------|---------|---------------------------------|---|---------|---------|-------|-------|-------|
| 現行   | 投票用紙等請求 |                                 |   |         | 投票用紙等請求 |       |       | (投票日) |
|      | 投票用紙等交付 | 手順①                             |   |         | 普通郵便    | 速達・書留 |       |       |
|      | 投票用紙等送致 | 手順②                             |   |         |         |       | 速達・書留 |       |
|      |         | 木曜日までに請求すれば間に合う                 |   |         |         |       |       |       |
| 見直し後 | 投票用紙等請求 |                                 |   | 投票用紙等請求 |         |       |       | (投票日) |
|      | 投票用紙等交付 | 手順①                             |   |         | 普通郵便    | 速達・書留 |       |       |
|      | 投票用紙等送致 | 手順②                             |   |         |         |       | 速達・書留 |       |
|      |         | 木曜日の請求では間に合わず、選挙人等は1日以上早く請求する必要 |   |         |         |       |       |       |

- 選挙人や指定施設の管理者等に、速やかに投票用紙等を請求するように周知することが必要。
- 指定施設から名簿登録地の選挙管理委員会への投票用紙等の送致に普通郵便が使われていると、間に合わないおそれがあるため、指定施設に対して、投票用紙等の送致には速達を用いるよう周知が必要。



**第三種郵便物**

明治16年に設けられた制度であり、政治、経済、文化その他公共的な事項を報道・議論することを目的としあまねく発売されるなどの一定の条件を満たす定期刊行物について、国民文化の普及向上に貢献するものとして、郵送料金を低料とし、購読者の負担軽減を図ることを趣旨としたもの。

日本郵便株式会社の承認を受けた定期刊行物について、低廉な料金で差し出すことが出来る。

「低料第三種郵便物」(内国郵便約款により設定)

⇒毎月3回以上発行する日刊紙等で発行人又は売りさばき人から差し出される郵便物と身障害者団体から障害者の福祉のために差し出される郵便物は、第三種郵便物より更に低料で送達するもの。日本郵便株式会社に申請のうえ承認を受ける必要がある。

● 郵便法 第二十二條

第三種郵便物の承認のあることを表す文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とし、郵便約款の定めるところにより差し出されるものは、第三種郵便物とする。

2 第三種郵便物とすべき定期刊行物は、会社の承認のあるものに限る。

3 会社は、次の条件を具備する定期刊行物につき前項の承認をする。

一 毎年一回以上の回数で総務省令で定める回数以上、号を追って定期的に発行するものであること。

二 掲載事項の性質上発行の終期を予定し得ないものであること。

三 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること。

4・5 (略)

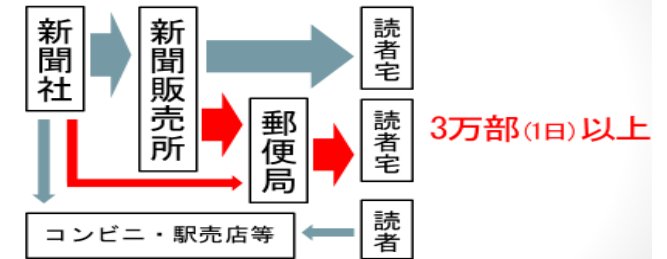
◆ 第三種郵便物等の料金 \* 第三種郵便の料金は、総務大臣の認可を受けなければならない。(郵便法第67条第3項)

| 重量      | 区分 | 第三種郵便物<br>(低料三種郵便物以外) | 低料三種郵便物<br>(毎月3回以上発行する新聞紙)             | 【参考】第一種郵便物<br>(定形外郵便物) |
|---------|----|-----------------------|--|------------------------|
| 50 gまで  |    | 62円                   | 41円                                    | 120円                   |
| 100 gまで |    | 70円                   | 47円                                    | 140円                   |
| 150 gまで |    | 78円                   | 一般的な<br>日刊紙の<br>重さ { 53円<br>59円<br>65円 | 205円                   |
| 200 gまで |    | 86円                   |  | 250円                   |
| 250 gまで |    | 94円                   |  |                        |
| 300 gまで |    | 102円                  | 71円                                    | 380円                   |
| 350 gまで |    | 110円                  | 77円                                    |                        |
| 400 gまで |    | 118円                  | 83円                                    |                        |
| 450 gまで |    | 126円                  | 89円                                    |                        |
| 500 gまで |    | 134円                  | 95円                                    |                        |
| :       |    | :                     | :                                      | :                      |

## 郵便サービスが見直された場合の影響 【一般社団法人日本新聞協会へのヒアリング(H30.1.23 第15回郵便局活性化委員会)による】

- 日刊紙の95%は新聞販売所から直接配達しているが、一部の離島、山間地等配達網を構築し難い地域では第三種郵便物として日本郵便に配達を委託している(概ね1日当たり3万部以上)。
  - 当該日刊紙は、過疎地等に住む高齢者にとって唯一の情報源であり、見直して読者にとって大きな不便を強いることになる。
- ⇒ (一社)日本新聞協会は、引き続き、土曜日にも日刊紙が配達されるよう、土曜日配達の維持を求める。

### 新聞の流通の仕組み



出典:(一社)日本新聞協会ヒアリング資料

### 当委員会委員からの主な意見

- ネットワーク維持コストが高まっているという状況の中で、読者、販売店、新聞社、日本郵便というステークホルダー4者がコストを分け合うというような発想で考える視点も必要ではないか。
- 山間部、僻地等の厳しい配送事情は、ある意味日本郵便も抱えていることであり、新聞業界は郵便利用者であるものの共同で社会のインフラを支えていらっしゃるという観点をもって協力できるような道筋を中長期的に検討することも必要ではないか。
- 今回の日本郵便からの提案は、働き方改革やコスト削減を通して、郵便のユニバーサルサービスを維持することが目的になっていると我々は認識。したがって、過疎地等に住むような方々を切り捨てないための検討をしているといった点も、ぜひご理解いただきご協力いただきたい。
- 郵便法の中で、郵便業務の中での独立採算というのは求められており、第三種郵便は赤字サービス(コストすら回収できていない)という実態もあると聞く。さらに効率化を図りながらサービスを維持していく必要があり、その策として土曜休配とした場合に、すでに日曜日の配達がない読者にとって、本当に受け入れられないということなのか。他の工夫でできないのか。自助努力で郵便サービスを維持していかなければいけない日本郵便(株)の現状についてもご認識いただくことも大切ではないか。

## 郵便サービスが見直された場合の影響 【論点整理案に対する意見公募に寄せられた意見の例】

### 第三種郵便のうち郵便を利用して配達される日刊紙(新聞)に言及する意見が、42件(52件中)寄せられた。主な意見は以下の通り。

- 可能な限り自分たちで戸別配達を行っているが、山間部等一部地域への配達は非常に困難な現状もあり、郵便に頼らざるを得ない状況。
- 第三種郵便で新聞を届けられる読者の大半が高齢者であり、インターネット等他の情報入手手段を持たず、新聞が重要な情報源である。また、購買率は都市部よりも高い。
- 国民の知る権利に応える新聞の流通網は日本の文化であり、民主主義を支える知的インフラ。そのため、日本社会、文化への影響を含めて多角的な観点から、日刊紙の土曜配達の対応策を議論すべき。また、郵便によって読者宅まで配達されている新聞の多くは、配達スタッフが早朝に地域の郵便局まで持参し、即日配達されており、引き続きこのような取扱いを維持してほしい。
- 土曜日の郵便配達が休止され、土曜日の新聞が2日遅れて月曜日に配達されることになると、対象読者は情報の入手が遅れてしまい、不便や不利益を強いることになる。
- 新聞は、消費税の軽減税率の適用対象となる等、既存の法律や制度においても優遇措置を受けているため、郵便制度上日刊紙の土曜配達について特別な措置を講じることは、他の制度と比べても何ら矛盾は生じないのではないかと。
- 新聞の戸別配達を補完していただいている郵便関係者には感謝しており、労働力不足等への対応の必要性は一定程度理解出来る。

<参考:第三種郵便を利用して配達される日刊紙の利用例(1日あたり)\*> ※各意見提出者からの申出による

•北海道新聞:2,400部、信濃毎日新聞:約600部、中日新聞:900部余り、愛媛新聞:520部(約23万部中)、高知新聞:約1000部

•北海道日経会(日本経済新聞):約50部、島根西部日経会(日本経済新聞):島根県西部地区の読者のうち約3%、鹿児島日経会(日本経済新聞):約30部

### 【 考え方(案) 】

第三種郵便物の制度趣旨やこれまでの国民生活・社会経済活動への影響を鑑み、一部地域における日刊紙の当日配達については、郵便利用の公平性に反するものではなく、これを維持することが望ましく、また、土曜配達についても引き続き実施することができないか検討することが必要ではないかと。



## 速達

特殊取扱の1つであり、同一種類の他の郵便物に優先して速やかに送達するサービス。郵便約款により定められ、料金は、事前届出となっている。

### ● 郵便法

#### 第44条(特殊取扱)

会社は、この節に定めるところによるほか、郵便約款の定めるところにより、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明及び特別送達の郵便物の特殊取扱を実施する。

② 会社は、前項の規定によるほか、郵便約款の定めるところにより、郵便物の代金引換(差出人が指定した額の金銭と引換えに名あて人に交付し、その額に相当する金額を当該差出人に支払う取扱いをいう。第五十条第一項第二号及び第二項第四号において同じ。)その他の郵便物の特殊取扱を実施することができる。

③ (略)

#### 第67条(料金)

会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金(第三項の規定により認可を受けるべきもの及び第五項の規定により届け出るべきものを除く。)を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。

二～五(略)

六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～7 (略)

### ● 内国郵便約款(日本郵便株式会社) 第5章 特殊取扱 第1節 速達

#### (速達の取扱い) 第96条

当社は、郵便物をこれと同一の種類に属する他の郵便物に優先して送達する速達の取扱いをします。

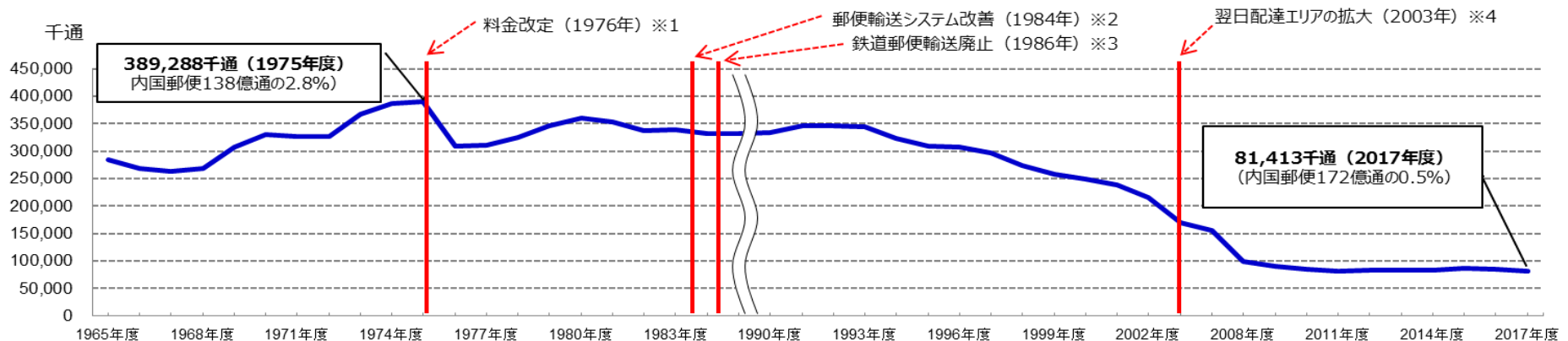
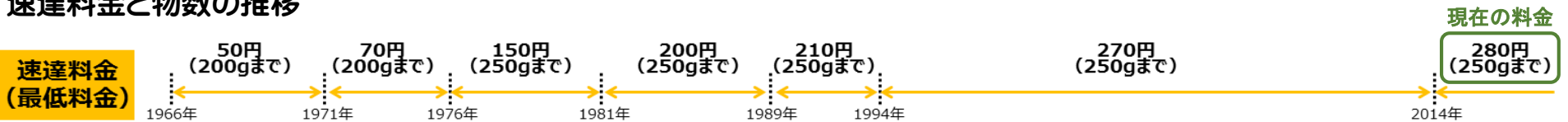
2 速達とする郵便物(以下「速達郵便物」といいます。)は、次により送達します。

(1) 最も速やかな運送便により遅滞なく運送すること。

(2) 次に掲げる方法(時間については、期間又は地域を限り、特にこれを変更することがあります。)により配達すること。

| 区分  | 配達方法   |
|---|--|
| 1 午前7時から午後5時(運送便の状況により、1時間の範囲内で繰り下げることがあります。)までにその配達を受け持つ事業所に到着したもの | 当日の到着後の最も速やかな速達配達便(当社が、速達すると認めるときは、通常の配達方法による場合があります。2において同じとします。)により配達すること。 |
| 2 午後5時後から翌日午前7時前までに到着したもの   | 翌日午前7時以後の速達配達便のうち最も速やかなものにより配達すること。  |

## ◆ 速達料金と物数の推移



※1 定形25g20円 → 50円、速達料70円 → 150円。

※2 全種別郵便物の自府県内翌日配達、隣接府県等についても可能な限り翌日配達とする体制確立。

※3 全種別郵便物の全国翌日配達又は翌々日配達の実施。

※4 翌日配達エリアを約300km以内 → 約400km～約600km以内に拡大。

## 論点整理案における「速達の見直し」に関する記述

※ 論点整理案【P24 第4章3郵便サービスの見直しの要望内容】より抜粋

日本郵便からは、普通扱いの郵便物について、郵便ニーズの変化を反映して配達頻度及び送達日数を見直すと同時に、早い送達を望むニーズに対しては、日曜日の配達ニーズにも対応している速達郵便物について、従来の送達速度は変えずに、料金を引き下げる見直しを一体的に行うことが表明された。

なお、日本郵便において速達料金の見直しの検討を行うに当たっては、普通扱いの郵便物の送達速度の見直しに伴う速達通数の増加要素、速達料金の変更による差出通数の変化や喚起される需要等の要素を考慮し、料金を検討するとのことであるが、委員会では、加えて長期的な観点やサービスレベルや品質相応の利用者負担となっているかといった観点も含めてこの検討を進めるべきとの意見もあった。

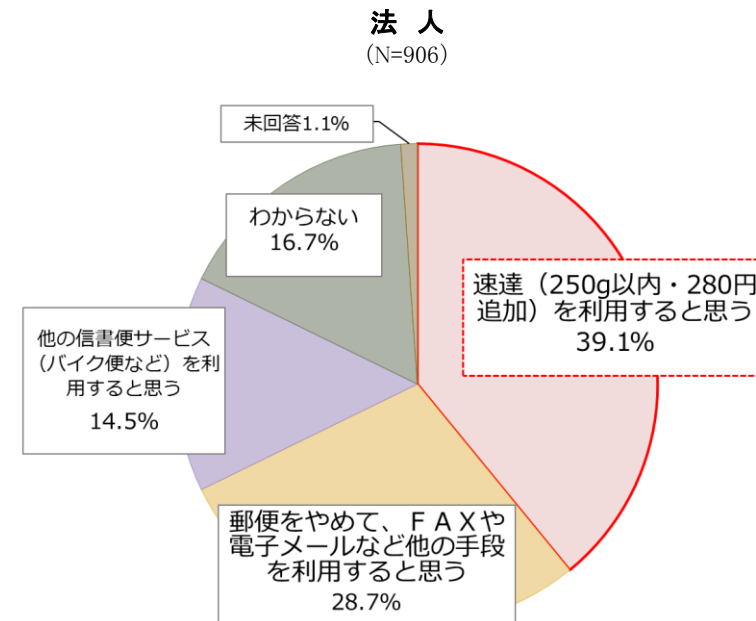
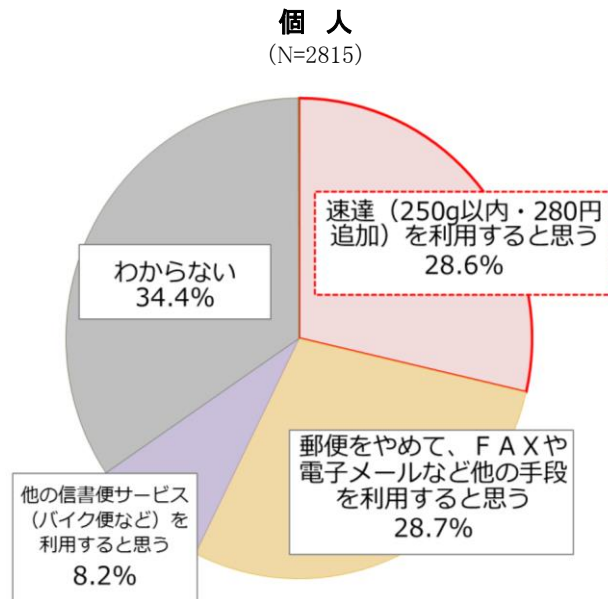
## 当委員会におけるこれまでの主な意見

- 普通扱い郵便物のサービス見直しが実現された場合、自ずと速達への期待は高まるはずであり、制度の理解と速達への需要を考えた上で、戦略的な価格設定として安価にするという方向性は、一つ案として理解出来る。例えば、金曜日に差し出した場合に、普通扱い郵便では翌日に着かないが、速達であれば翌日に到着するといった点を宣伝し、需要を伸ばすという方法が考えられな  
いか。
- 普通扱い郵便物のサービス見直しが実現された場合でも、速達の速度は維持されることになるため、引き続き深夜労働や土曜日配達のための人員が必要となる。そのため、あまりにも速達を利用しやすい水準まで下げすぎてしまうと、かえって減収減益になってしま  
う等、郵便サービスの見直しが実施された場合の効果が得られなくなる恐れもあるのではないかと。もっと長期的な観点から、将来にわたっても維持できるような体制も踏まえた速達料金の見直しを検討すべきではないか。
- 普通扱い郵便物のサービス見直しが実現された場合に、速達との送達スピード(サービス品質)差は現行より広がる。サービス格差が拡大した場合、料金格差も広がるのが一般的な考えであり、必ずしも速達の値下げが求められているわけではないのではないかと。速達の料金に関しては、値下げだけを前提とせず、様々な可能性を考えて、日本郵便の判断で、最適な料金格差をつけていただきたい。

## 郵便サービスに関するアンケート調査の結果

※ 論点整理案【P48～(参考資料2)郵便サービスに関するアンケート調査結果(総務省実施)】より抜粋

Q 仮にこれらの見直しを実施された場合、これまで郵便で送っていた物をできるだけ早く送りたい時は、どうしますか。(1つ選択)



### 【考え方(案)】

日本郵便がこれまでの委員会での議論の中で取り上げられた以下の点に配慮しつつ、より国民にとって利用しやすい速達料金を具体的に示す必要があるのではないか。

- ・ 普通郵便の送達速度が遅くなることに伴う需要の顕在化
- ・ 値下げによる需要の喚起と減収とのバランス
- ・ 通常郵便物の深夜の区分作業の廃止に伴う、現在手区分している速達郵便物の機械区分化に伴う効率化
- ・ 送達速度の違いに応じた料金体系の構築